

平成26年度事業計画(案)

I. はじめに

平成26年4月1日より、消費税が8%に引き上げられた。景気減速や低所得者へ深刻な影響が出るとの懸念も報道されている。

昨年度は、生活保護法の一部を改正する法律、生活困窮者自立支援法、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律など我々司法書士にも関心の高い法律の成立・公布があった。

生活困窮者の支援に関わることや、成年後見業務が司法書士業務として確立していく中で、我々司法書士は日々の業務において、権利擁護が強く意識されるようになり、くらしの法律家として、社会的弱者の力となることが求められつつある。

平成25年1月1日、家事事件手続法が施行され1年以上が経過した。弱い立場にある女性や、こどもの人権保障が求められることが多い家事事件の分野でも、我々司法書士は、相談業務、書類作成支援、調停員としての参加など、社会に必要とされる存在であると認識している。今年度は、新法の運用が、今後注目されると思われる家事事件を、重点事業のひとつと位置づける。

また、司法書士はさまざまな場面で法的支援を必要としている市民のニーズにこたえていかなければならない。そのためには、拡大していく業務範囲にも対応しつつ、存在基盤の中核である登記業務における専門家としての資質の向上をより一層はかる必要がある。今年度は、一般民事における簡裁訴訟代理業務、家事事件への対応力、その他、民法改正、民事信託、財産管理業務等の新しい制度や業務、専門性の高い組織再編等の商業登記手続きなどを中心にさらなる研鑽を積むための事業を行っていききたい。

II. 司法書士を取り巻く状況

不動産登記法が抜本的に改正され、9年が経過したが、さらなる改正にむけた議論が活発になってきている。

簡裁代理業務の代理権限付与、本人確認情報の作成権限など司法書士の役割は近年高まってきたが、今後さらに国民の権利保護および利便性に資する役割を担うためには、各司法書士が、法改正や新しい制度等への対応力を身につける必要がある。

相続税の一部が改正され平成27年1月1日から施行される。税法に関するものであるが、我々司法書士にも相当の影響がある。一般市民の関心も高

く、相続に関する相談は増加するものと考えている。本年度は、改正法の施行前に一般市民向けの無料相続登記相談会を実施する。

コンビニ交付による印鑑証明書等が徐々に普及している。不動産登記業務において非常に重要な書類である印鑑証明書等も時代とともに変わるようである。これまでは印鑑証明書等について、原本であるかは見た目と触った感覚で判断するほかなく、内容が真実かどうかは確認方法はなかった。コンビニ交付の印鑑証明書等には原本であることの確認方法と内容が改ざんされていないことの確認方法が備わっている。これにどう対応していくかは今後も検討をしていく必要がある。

近年はIT技術が進歩しており、我々司法書士がその能力を維持向上するために必要な研修についても、連合会の用意しているeラーニング及び研修ライブラリーなどがあるが、その利用促進に努める。

又、当会としても、インターネット等を利用した遠隔地の会員向けの研修などを、研修部を中心に検討していく。

なお、今後は、懲戒申立てにかかる調査の全件が司法書士会に委嘱されることとなる。これに対応した制度等の見直しなどが必要になると思われる。

1. 不動産登記、取引立会関連業務

コンビニ交付の印鑑証明書の今後の運用を注視していく。関連して、文書偽造などの、不動産に関わる犯罪を予防し、取引の安全に寄与していくための情報収集等を行う。

また、本年度は、主に涉外不動産登記に関して研究を重ねていき、会員に有益な情報提供を行っていく。

その他、必要に応じて、タイムリーな情報を提供していく。

2. 商業・法人登記等企業法務関連業務

商業登記手続きを代理できる唯一の資格者団体として、企業活動等を円滑に行えるようサポートする責務があると認識し、いわゆる企業法務の分野に力をいれていく。これを踏まえて、本年度は、商業登記無料相談会を開催する。

3. 簡裁代理・裁判事務関連業務

本年度は重点事業として家事事件をおく。それ以外にも一般民事事件への関与、受託促進に努める。

成年後見業務については、これまで通り、リーガルサポートと協力して倫理、実務の研修を実施する。

4. 消費者問題関連業務

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が平成25年12月4日に成立・公布された。また、消費者契約法の近年の改正や、将来の改正の動きなど注視していく必要がある。その他消費者問題に関する新たな法改正などについて、研究及び情報収集・情報提供をする。

5. 関連団体（政治連盟・リーガルサポート・青年の会）との連携

司法書士制度の発展のため、政治連盟の活動を重視し、今後の法改正の対応でも日本司法書士政治連盟沖縄県会と連携する。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部との連携をさらに強化し、研修等の共催を企画する。

青年の会は当会の将来を担う人材育成の場でもあり、プロボノ活動、社会問題への取り組み、新法への対応など、本会の事業執行に協力して取り組んでもらう。

6. 社会奉仕活動など

我々司法書士にとって、権利擁護の意識を持つことは非常に重要である。司法書士はプロボノ活動を通して、市民に寄り添う、くらしの法律家として存在する必要がある。

これを踏まえて、今年度もプロボノ活動の実施および実施団体への支援・助成、会員への啓蒙活動をしていく。

以上をふまえ、平成26年度の重点事業並びに個別的事業計画を策定した。

Ⅲ. 事業計画の具体的推進

重点第1. 市民への法的サービスの拡充

重点第2. 家庭裁判所管轄事件への積極的関与

第1. 重点事業

重点第1. 市民への法的サービスの拡充

[総務部・相談事業部・企画部・
広報部]

1. 法律相談の充実

- (1) 沖縄県多重債務対策協議会や市町村が開催する「多重債務者相談強化キャンペーン」に伴う多重債務相談会へ相談員を派遣する。
- (2) 「なほ司法書士総合相談センター」にて週二回（火曜日・木曜日）、「やんばる司法書士総合相談センター」にて毎月一回（第3水曜日）、所属相談員による無料の面談法律相談を実施する。
- (3) 行政評価事務所主催の「暮らしの総合行政相談」（那覇中央郵便局・那覇市小禄支所）に毎月一回、同事務所主催による特設「一日合同行政相談」に、それぞれ、司法書士総合相談センター所属相談員を中心として相談員を派遣する。
- (4) 那覇市、浦添市、宜野湾市、豊見城市、糸満市、うるま市、金武町、久米島町、読谷村、今帰仁村、中城村、那覇市社会福祉協議会、浦添市社会福祉協議会、南城市社会福祉協議会、沖縄市社会福祉協議会、石垣市社会福祉協議会、北谷町社会福祉協議会、中城村社会福祉協議会、沖縄県労働者福祉基金協会（那覇市、北谷町）等の行政機関に、司法書士総合相談センター所属相談員を中心として相談員を派遣する。
- (5) 紹介依頼に対し、最寄りの会員を紹介する。
- (6) 司法書士総合相談センター所属相談員による、離島からの無料電話法律相談を常設する。また、電話相談の利用を促進するため、離島の地方自治体への広報を工夫する。
- (7) 九州ブロック司法書士会協議会と連携し、司法過疎地域における法律相談会を開催または、相談会への相談員の派遣をする。
- (8) 法務局主催の「全国一斉！法務局休日相談所」等の相談会へ会員を派遣する。
- (9) 連合会から要請のある相談会や各種相談会を実施する。
 - ア 6月「商業登記無料相談会（仮称）」
 - イ 9月「高齢者・障害者のための成年後見相談会」
 - ウ 10月法の日週間における「司法書士法律相談」
 - エ 2月、8月「相続登記相談」（特設会場を設置した相談会や講演会の開催）
 - オ その他の相談会

- (10) 沖縄県主催の「自殺予防キャンペーン」期間における多重債務の無料相談を行う。また、これに伴う市町村等における各種相談会に会員を派遣する。
- (11) 消費者庁の消費者月間の企画に合わせて、各司法書士事務所において1ヶ月間消費者トラブル案件の無料相談を行なう。
- (12) 消費者金融会社等の破綻があった場合、利用者の利益を守るため、緊急相談会などを行なう。
- (13) 司法書士総合相談センターの充実とさらなる相談員の養成、拡充に取り組む。特に新入会員等に対しては、相談技法向上の為、同席研修を奨励する。
- (14) 司法書士総合相談センターの事業運営の充実及び広報に注力する。
- (15) 全国のADR調停センターの運用状況等を調査し、小規模単位会に適した調停センターのあり方を検討し、認証手続きを進めていく。

2. 社会貢献活動

司法書士の社会貢献活動を推進し、他団体と連携しながらさまざまな社会問題に積極的に対応する。

- (1) 沖縄士業等ネットワーク協議会を主幹し、「よろず相談会」等の事業を執行する。
- (2) その他の社会貢献活動

3. 講師派遣

- (1) 消費者教育の一環として、県内高等学校へ講師を派遣する。
- (2) 県内各団体等から要請があれば、会員を講師として派遣する。
- (3) 会員講師養成及び人材育成に努める。

重点第2. 家事事件への対応

[研修部・企画部]

家事事件手続法による家事調停事件での新しい運用など確認し、今後、司法書士がどのように関わりをもてるのか研究、研修を行う。

また、相続財産管理人、不在者財産管理人、いわゆる規則31条業務など財産管理業務についても、相続、遺言に関わる司法書士として、市民から信頼を得られるよう、知識を深めていく。

第2. 個別事業

1. 研修制度の充実

1. 会員研修

(1) 集合研修

ア 倫理に関する研修

イ 新法・改正法に関する研修

今後の民法改正に対応するための研修を実施する。

ウ 不動産登記に関する研修

エ 商業登記に関する研修

オ 裁判実務に関する研修

カ 家事・財産管理に関する研修

キ 消費者問題に関する研修

ク 民事信託に関する研修

民事信託に関する業務は、今後、司法書士にとって重要なものとなる可能性があると考え、研修を実施する。

ケ その他実務に関する研修

他土業の外部講師を招き、周辺業務の研修を活発に行いたい。

(2) eラーニング、研修ライブラリーによる個人研修

本年度の試みとして、特定の会員にeラーニング又は研修ライブラリーの講義を視聴してもらいそのレポートを会務情報に掲載することとした。毎回2講義程度の掲載を予定している。

(3) 支部研修会

支部主催の研修を奨励する。

(4) 連合会主催研修会への参加を奨励する。

ア 日司連年次制度研修会

イ 特定分野研修会

ウ 法令一斉研修会

エ 日司連中央研修所新人研修会

(5) 九州ブロック会員研修会への参加を奨励する。

ア 平成26年9月7日(日)、第16回九州ブロック会員研修会

テーマ「財産管理業務の問題点「規則31条を考える」(仮称)」(於 鹿児島県)

イ 九州ブロック新人研修会

2. 新入会員研修会

- (1) 新入会員配属研修
- (2) 新入会員一般研修会

日司連、九州ブロックの新人研修会と整合性の取れた研修会を開催する。

3. 関連団体との共催

当会の関連団体と共催し各種研修会を開催する。

4. 補助者研修会

- (1) 補助者教養研修会
- (2) 補助者業務研修会

5. 研修会への派遣

日司連及び日司連中央研修所主催の研修会へ適宜、会員を派遣し伝達研修を行う。

6. 本年度の検討課題

- (1) 倫理研修の強化に取り組む。
- (2) 研修参加率を向上させるため工夫する。
- (3) 事例報告、事例検討形式の研修会を多く開催できるよう取り組む。
- (4) 他専門職能を活用した研修会が開催できるよう取り組む。
- (5) 離島や遠方の会員を対象とした、インターネット等を利用した研修の同時配信の可能性を検討する。

2. 業務の改善

1. 会員の執務に対する対応

司法書士倫理の研修

ア 司法書士倫理に関する研修会を開催する。

イ 日司連年次制研修会の積極的受講及び不参加者への対策を強化する。

2. 法テラスとの連携強化

(1) 司法支援関連事業

窓口専門職員の派遣を継続する。法テラスから要望がある場合、司法書士による法律相談に相談員を派遣する。

(2) 民事法律扶助制度の活用

法テラスの法律扶助事業の充実のため、さらなる相談登録司法書士の登録増と利用促進を奨励する。

3. リーガルサポート沖縄支部への支援

司法書士制度を支える主要業務と位置づけ、全面的に同支部を支援する。

3. 組織の充実強化

[広報部・共済委員会・総務部・経理部]

1. 支部長会の充実

各支部の実情の把握に努め、本会与支部との一層の協調を図る。

2. 会員への情報提供

(1) 会員への情報伝達の迅速化及び事務処理費用の削減のため、更なるメール会員の増加に努める。

(2) 業務上有意義な資料を収集し、ホームページで会員への情報提供を継続する。

(3) 毎月1回、会務情報紙を発行する。

3. 共済制度、福利厚生事業

(1) 共済制度の充実

(2) 福利厚生事業

4. 事務局の強化、会務の電算化、情報提供方法のIT化を積極的に推し進める

5. 政治連盟、リーガルサポート、青年の会との協議、情報交換

6. 規則等の改善の検討

7. 財政基盤の強化

- (1) 会館建設借入金の返済及び修繕積立金の着実な履行
- (2) 会費自動振替の促進

4. 執務環境の改善

[非司排除委員会・総務部]

1. 非司排除活動

法務局から司法書士法に違反する事実の有無についての調査要請があれば各支部協力のもと実態調査を行う。

2. 隣接職能団体及び関係機関団体と協調，連携する。

5. 広報活動

[広報部]

1. 広報的相談活動の実施

(1) 相続登記はお済みですか月間

沖縄タイムス・琉球新報の県内2紙に投稿し，2月の実施期間中，会員事務所において無料相談を実施する。

(2) 役員変更登記はお済みですか月間

沖縄タイムス・琉球新報の県内2紙に投稿し，5月の実施期間中，会員事務所において無料相談を実施する。

(3) 司法書士の日無料法律相談の実施

8月3日の司法書士の日に関各会員の事務所において，無料法律相談を実施する。

(4) 法の日司法書士無料法律相談会

各支部協力のもと，支部毎に無料法律相談会を実施する。県内で発行される新聞に有料広告を行う。

2. 8月3日の司法書士の日に関司法書士制度を周知するイベント等を実施する。

3. 社会問題に対する会長声明・司法書士会見解等の発表を積極的に行う。

4. 破産申立て事例等に関するアンケートの収集及び調査報告のホームページへの掲載

5. 会報の発行